

■「給与所得者の保険料控除申告書」の記入方法 ~適用制度が「旧制度・新制度」で個人年金保険料控除がある場合~

生命保険料控除を受けるために、「給与所得者の保険料控除申告書」（以下、「申告書」といいます）にて年末調整を行なっていただく必要があります。以下、①②③④の順に内容をご確認いただき申告書にご記入ください。

生命保険料控除証明書

平成 年生命保険料控除証明書<個人年金・一般・介護医療用>			
ご契約者 若葉 太郎 様		適用制度: 旧制度・新制度	
年金受取人 若葉 太郎 様		昭和56年 6月 19日	
保険証券番号 99-999999	年金種類 確定年金	年金支払期間 10年	
契約日 平成20年 6月 1日	払込方法 年12回払	年金支払開始日 平成58年 6月 1日	保険料払込期間 3.8年
平成〇〇年〇〇月分までのお払込額を下記のとおり証明いたします。			
旧制度	個人年金保険料(a)	円 配当金(相当額)(b)	円 個人年金証明書(e-b)
	一般生命保険料(c)	円 配当金(相当額)(d)	円 一般証明書(o-d)
新制度	個人年金保険料(e)	円 配当金(相当額)(f)	円 個人年金証明書(e-f)
	一般生命保険料(g)	円 配当金(相当額)(h)	円 一般証明書(g-h)
介護医療保険料(i)		円 配当金(相当額)(j)	円 介護医療証明書(i-j)
<参考>平成〇〇年〇〇月末までのお払込みの場合は下記金額をご申告ください。			
旧制度	年間個人年金保険料(ア)	円 配当金(相当額)(イ)	円 個人年金申告額(ア-イ)
	年間一般生命保険料(ウ)	円 配当金(相当額)(エ)	円 一般申告額(ウ-エ)
新制度	年間個人年金保険料(オ)	円 配当金(相当額)(カ)	円 個人年金申告額(オ-カ)
	年間一般生命保険料(キ)	円 配当金(相当額)(ク)	円 一般申告額(キ-ク)
介護医療保険料(ケ)		円 配当金(相当額)(コ)	円 介護医療申告額(ケ-コ)
証明日 平成〇〇年〇〇月〇〇日		明治安田生命保険相互会社	

2 <<「旧制度の年金」・「新制度の年金」>>の申告額の記入
申告書の「個人年金保険料」の枠に記入します。申告書の「新・旧の区分」欄には「旧制度の年金」であれば「旧」に、「新制度の年金」であれば「新」に○印をし、申告額を転記します。

2 <<「旧制度の一般」・「新制度の一般」>>の申告額の記入
申告書の「一般の生命保険料」の枠に記入します。申告書の「新・旧の区分」欄には「旧制度の一般」であれば「旧」に、「新制度の一般」であれば「新」に○印をし、申告額を転記します。

2 <<「新制度の介護医療」>>の申告額の記入
申告書の「介護医療保険料」の枠に記入します。「新制度の介護医療」の申告額を転記します。

1 保険会社名・保険種類等の項目の記入
控除証明書に記載されている各項目を、申告書に転記します。

給与所得者の保険料控除申告書

区分	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)(a)	給与の支払者の確認印
					氏名	あなたの続柄			
生命保険料	明治安田生命	確定年金	10年	若葉 太郎	若葉 太郎	本人	新・旧	6,000	
	明治安田生命	確定年金	10年	若葉 太郎	若葉 太郎	本人	新・旧	12,000	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A	6,000	円	Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		①	6,000	円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B	12,000	円	Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		②	12,000	円
計(①+②)						③	18,000	円	
介護医療保険料	明治安田生命	確定年金	10年	若葉 太郎	若葉 太郎	本人		3,000	
(a)の金額の合計額		C	3,000	円	Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④	3,000	円
個人年金保険料	明治安田生命	確定年金	10年	若葉 太郎	若葉 太郎	本人	新・旧	60,000	
	明治安田生命	確定年金	10年	若葉 太郎	若葉 太郎	本人	新・旧	60,000	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		D	60,000	円	Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④	35,000	円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E	60,000	円	Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤	40,000	円
計(④+⑤)						⑥	40,000	円	
計(③+⑥)						⑦	40,000	円	
計算式Ⅰ(新保険料等)		計算式Ⅱ(旧保険料等)				生命保険料控除額計(③+⑥+⑦)(最高120,000円)		61,000	円
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式			
20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額			
20,001円から40,000円まで		A、C又はD×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		B又はE×1/2+12,500円			
40,001円から80,000円まで		A、C又はD×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		B又はE×1/4+25,000円			
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律50,000円			

3 各区分ごとの控除額の算出
 <1>各区分の新・旧毎の合計金額を所定の計算式に当てはめ控除額を算出します(注)。
 <2>算出した「新の控除額」・「旧の控除額」・「旧と新の合計控除額」をそれぞれ記入します。
 <3>「旧の控除額」と「旧と新の合計控除額」のいずれか大きい金額を記入します。
 ※「介護医療保険料」の枠では「新」の控除額のみを記入します。

4 生命保険料控除額の算出
 ③<3>で記入した各区分ごとの控除額の合計額を記入します(注)。

(注)「各区分の控除額」および「各区分の控除額を合計した生命保険料控除額」には、それぞれ限度額があります。ご注意ください。

※本内容は、平成25年8月時点の法令等に基づき記載しています。また、掲載している「給与所得者の保険料控除申告書」は、平成25年8月時点の国税庁ホームページに掲載されている「給与所得者の保険料控除申告書」イメージに基づいているものです。お客さまのご勤務先によってはレイアウトや記入項目等が異なることがあります。